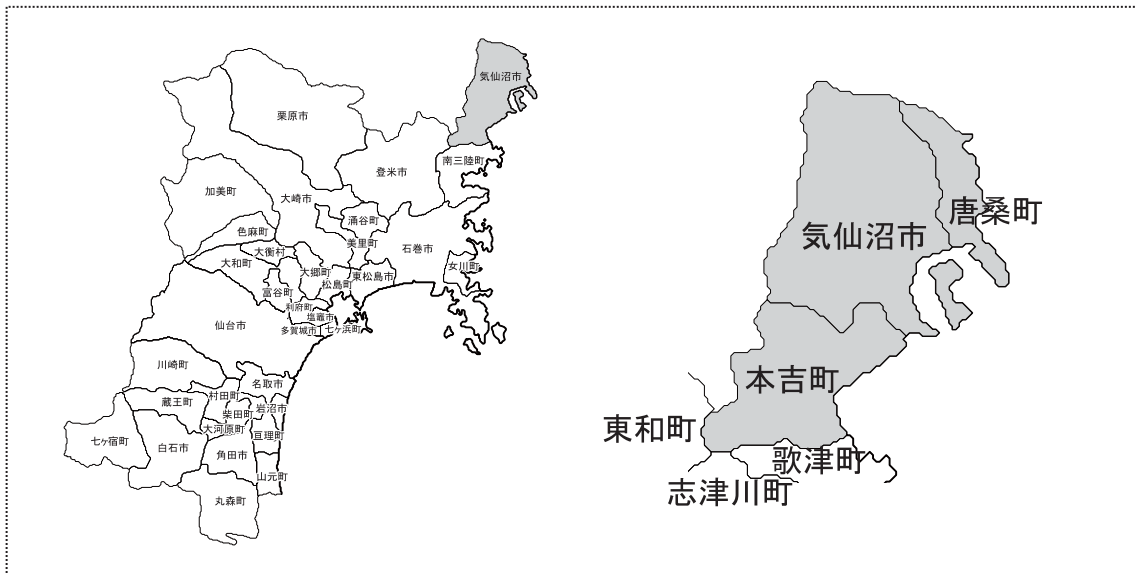


9 気仙沼市（けせんぬまし）



気仙沼市・唐桑町合併

(1) 合併市町の概要

構成市町村	気仙沼市，本吉郡唐桑町	
合併期日	平成18年3月31日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	気仙沼市役所本庁舎	〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号
	唐桑総合支所	〒988-0535 気仙沼市唐桑町馬場181番地1
人口（H18.3.31 住民基本台帳）	67,009人	
面積（H18.10.1 国土地理院）	226.67 km <sup>2</sup>	
全職員数（H18.4.1 現在）	1,266人	
議員定数（H18.4.1 現在）	30人	

## (2) 合併の概要

## ①合併協議会の概要

合併協議会名	気仙沼市・唐桑町合併協議会
設立年月日	平成17年3月17日
解散年月日	平成18年3月30日
開催状況	平成17年3月19日～平成18年3月23日（計9回） （気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会は平成15年5月30日～平成17年3月3日（計34回））
組織	会 長：気仙沼市長 鈴木 昇 副会長：唐桑町長 佐藤 和則 委 員：30人（会長，副会長を含む。）
事務局	10人体制（気仙沼市5人，唐桑町4人，県1人） ※旧気仙沼商工会議所内

## ②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし ・ 条例定数 30人
庁舎の位置	旧気仙沼市役所
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成18年7月19日まで）
地方税の取扱い	・ 個人市民税，法人市民税，固定資産税，軽自動車税，市たばこ税，鉱産税，特別土地保有税の税率は，1市1町に相違がないため，現行のとおりとする。 ・ 都市計画税，入湯税の税率は，気仙沼市の例による。
使用料，手数料等の取扱い	・ 使用料は現行のとおりとする。ただし，火葬料は，合併時に統一する。 ・ 手数料は，現行を基本とし，合併時まで調整する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	・ 国民健康保険事業について，医療保険分の保険税率は，合併の次年度から5年間は不均一課税とし，介護保険分の保険税率は合併時に統一する。 ・ 介護保険事業について，第一号被保険者の保険料は，第3期介護保険事業計画に基づき統一する。
上水道事業	・ 上水道料金は，各事業毎に算定し，合併後3年以内に2事業を統合し統一料金とする。

	・簡易水道は、現行のとおりとする。
下水道事業	下水道料金は現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町・字の区域は現行のとおりとし、名称は現行の「字」の字句を除く。</li> <li>・地域自治区における住居表示は、合併旧法5条の7の規定により地域自治区の名称を冠することとなるので、合併前の「唐桑町」は、字名の前に「唐桑町」を付する。</li> <li>・地域自治区設置期間終了後の町名、字名の取扱いについては、唐桑町は、字名の前に「唐桑町」を付する。</li> </ul>
行政区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区の区域は、原則として現行のとおりとする。</li> <li>・行政区の名称は、合併時に別紙（※ここでは添付せず）のとおりとする。</li> </ul>
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	有（合併前の唐桑町の区域）

### ③合併までの経緯

#### 【法定協議会設置前】

平成14年8月2日に気仙沼市と本吉町、唐桑町の3市町の合併を目指す住民団体が、各市町に対し、県内で初めてとなる住民発議による法定協議会設置の直接請求を行った。

これを受け、かねてより3市町の合併に前向きであった気仙沼市においては、9月25日の市議会で法定協議会の設置議案を賛成多数で可決。唐桑町においては、9月13日に町議会で審議した結果、議会で議論する時間が必要として、特別委員会に付託し継続審査することとしたが、最終的には12月13日の町議会において可決した。

しかしながら、当時気仙沼市と本吉郡5町による広域合併を目指していた本吉町においては、9月18日に町議会で審議した結果、反対多数で否決された。

一方、本吉郡5町（志津川町、津山町、本吉町、唐桑町、歌津町）では、平成14年6月28日に「市町村合併制度研究会」を設置するなど、広域合併について模索していたが、11月12日に開いた気仙沼市と本吉郡5町の市町長と議会議長による会合で、「現時点で広域合併実現の可能性はない」との認識で一致したことから、本吉町長は、11月22日の町議会全員協議会で「気仙沼市、唐桑町との3市町での合併を目指す」方針を表明した。

3市町の市町長は平成15年1月20日に記者会見を行い、法定協議会設置に必要な

な事前の調整等を行うための準備会を発足させることを明らかにし、2月10日に「気仙沼市・本吉町・唐桑町法定合併協議会設置準備会」を設置した。

そして、5月16日に気仙沼市議会と唐桑町議会において、19日に本吉町議会において法定協議会設置議案を審議した結果、各市町とも賛成多数で可決。21日に法定協議会である「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」（以下、「3市町合併協議会」という。）が設置された。

#### 【法定協議会設置後】

3市町合併協議会では、平成15年7月の第3回目の会議において、合併方式は新設合併とすること、合併の期日は平成17年3月末とすることに決定した。

新市名については、8月の第4回協議会で公募することを決定。公募の結果、「気仙沼市」が圧倒的多数となり、12月の第11回協議会で「気仙沼市」とすることと決定した。

新庁舎については、9月の第5回協議会で「現在の気仙沼市役所とする」案が提示されたが、新庁舎建設の確約を求める意見が出たため継続審議となり、続く第6回協議会で「新市建設計画で新庁舎建設を改めて議論」することで、原案どおり承認された。

議員の取扱いについては、9月の第6回協議会で協議されたが、在任特例の適用について継続協議となり、11月の第9回協議会において小委員会で協議することを確認した。そして、小委員会では「在任特例を適用せず」とする意見が大勢を占めたことを協議会に報告し、12月の第12回協議会で、裁決の結果、在任特例を適用しないことと決定した。

また、議員定数及び選挙区制の採用についても、継続協議となり、平成16年1月の第13回協議会で改めて協議されるものの結論が出ず、小委員会を設置し協議することとなったが、小委員会でも選挙区ごとの定数配分などで意見が割れ合意に達しなかった。このため、2月の第14回協議会で、建設計画が決まった段階で再度協議することとなり、最終的には12月の第30回協議会で定数を30とし、選挙区は設けないことと決定した。

新市建設計画については、12月の第31回協議会において、計画案の中に公立気仙沼総合病院の建替え計画や新庁舎の建設について具体的な案を盛り込むべきとの意見が出されたため、早急な検討組織設置の文言を追加した上で、裁決により正式に承認された。

平成17年1月6日の第32回協議会で、合併期日を協議の遅れから平成17年10月1日に変更することを決定し、計55の協定項目すべてについて協議が整った。

この間、唐桑町長は、合併に際し住民の判断を仰ぎたいとして、平成15年12月17日の町議会に3市町の合併の是非を問う住民投票条例案を提案した。議会は慎重

な審議が必要として、特別委員会に付託したが、平成16年3月9日の町議会において賛成多数で可決され、平成17年1月16日に住民投票を行った結果、賛成多数（賛成80.0%、反対20.0%）となったことから、唐桑町長は町として合併を進める方針を示した。

そして、平成17年1月29日に合併協定調印式が行われ、2月4日に各市町で臨時会を開き合併関連議案を審議したが、気仙沼市と唐桑町は賛成多数で可決したものの、本吉町においては、新市建設計画案に公立気仙沼総合病院の建替えなど、合併によるスケールメリットを活かした事業が盛り込まれていないなどとして、1票差で廃置分合議案が否決される結果となった。

本吉町では、2月22日に住民団体が合併実現を求める要望書と町民の署名6,806人分を本吉町長と町議会議長それぞれに提出。本吉町長は2月28日に臨時会を招集し、再度合併関連議案を提案するも、再び1票差で否決された。

このため、気仙沼市と唐桑町は、2市町による合併について検討することで合意し、3月3日に第34回協議会を開き、3市町合併協議会を休止することを決定し、31日に解散した。

気仙沼市と唐桑町は、2市町による合併を目指す協定書を3月8日に締結。17日に両市町議会はそれぞれ法定協議会設置議案を可決し、同日付けで法定協議会である「気仙沼市・唐桑町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

合併協議会では、3月19日に第1回目の会議を開き、合併方式を新設合併、新市名は「気仙沼市」、合併期日を平成18年3月31日にすることなど46項目を承認し、23日の第2回協議会において、議員の取扱いについて特例を活用せず定数を30とすることなど10項目を承認し、55すべての項目について協議が整った。

そして、3月27日に合併協定調印式が行われ、30日に両市町はそれぞれ臨時会を開き、合併関連議案を賛成多数で可決した。

同日知事に対し廃置分合申請が提出され、7月7日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、8月29日に官報告示され、平成18年3月31日に新たな気仙沼市が誕生する運びとなった。

## ④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年6月28日	本吉郡5町で「市町村合併制度研究会」設置
平成14年8月2日	気仙沼市, 本吉町, 唐桑町に対し, 住民発議による合併協議会設置の直接請求
平成14年9月13日	唐桑町議会は, 直接請求に基づく合併協議会設置議案を特別委員会に付託
平成14年9月18日	本吉町議会は, 直接請求に基づく合併協議会設置議案を反対多数(賛成9, 反対10)で否決
平成14年9月25日	気仙沼市議会は, 直接請求に基づく合併協議会設置議案を賛成多数(賛成25, 反対1)で可決
平成14年11月12日	気仙沼市と本吉郡5町の首長会談で, 1市5町の広域合併実現の可能性はないとの認識で一致
平成14年11月22日	本吉町長は, 気仙沼市, 唐桑町との1市2町による合併を目指す方針を表明
平成14年12月13日	唐桑町議会は, 直接請求に基づく合併協議会設置議案を全会一致で可決
平成15年2月10日	「気仙沼市・本吉町・唐桑町法定合併協議会設置準備会」設置
平成15年5月16日	気仙沼市議会, 唐桑町議会で法定協議会設置議案を可決
平成15年5月19日	本吉町議会で法定協議会設置議案を可決
平成15年5月21日	「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」(法定協議会)設置
平成15年12月17日	唐桑町は気仙沼市, 本吉町との合併の是非を問う住民投票条例案を町議会に提案。議会は慎重審議が必要として特別委員会へ付託。
平成16年3月9日	唐桑町議会は, 合併の是非を問う住民投票条例案を全会一致で可決
平成17年1月16日	唐桑町の住民投票の結果, 賛成多数(賛成80%, 反対20%)
平成17年1月29日	合併協定調印式
平成17年2月4日	各市町議会で合併関連議案が提案され, 気仙沼市議会, 唐桑町議会では全議案を可決。本吉町議会は廃置分合議案を反対多数(賛成9, 反対10)で否決
平成17年2月22日	本吉町の住民団体が合併実現を求める要望書と町民の署名6,806人分を町長と町議会議長に提出

平成 17 年 2 月 28 日	本吉町議会は、再提案された廃置分合議案を反対多数（賛成 9, 反対 10）で否決
平成 17 年 3 月 3 日	第 34 回協議会で合併協議会の休止を報告 ※平成 17 年 3 月 31 日解散
平成 17 年 3 月 7 日	本吉町議会は、議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成 9, 反対 10）で否決
平成 17 年 3 月 11 日	気仙沼市議会で気仙沼市, 唐桑町による 1 市 1 町の法定協議会設置議案を可決
平成 17 年 3 月 17 日	唐桑町議会で気仙沼市, 唐桑町による 1 市 1 町の法定協議会設置議案を可決
同日	法定協議会設置
平成 17 年 3 月 27 日	合併協定調印式
平成 17 年 3 月 30 日	両市町議会で合併関連議案すべてを可決
同日	廃置分合申請
平成 17 年 7 月 7 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 8 月 29 日	官報告示
平成 18 年 3 月 31 日	気仙沼市誕生

## 気仙沼市・本吉町合併

## (1) 合併市町の概要

構成市町村	気仙沼市，本吉郡本吉町	
合併期日	平成21年9月1日	
合併方式	編入合併	
事務所の位置	気仙沼市役所本庁舎	〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号
	本吉総合支所	〒988-0307 気仙沼市本吉町津谷館岡10番地
人口（H22.3.31 住民基本台帳）	74,926人	
面積（H21.10.1 国土地理院）	333.37 km <sup>2</sup>	
全職員数（H22.4.1 現在）	1,359人	
議員定数（H22.4.1 現在）	30人	

## (2) 合併の概要

## ① 合併協議会の概要

合併協議会名	気仙沼市・本吉町合併協議会
設立年月日	平成19年10月16日
解散年月日	平成21年8月31日
開催状況	平成19年10月31日～平成21年8月20日（計16回）
組織	会長：気仙沼市長 鈴木 昇 副会長：本吉町長 森 琢男 委員：22人（会長，副会長を含む。）
事務局	10人体制（気仙沼市5人，本吉町4人，県1人） ※旧気仙沼商工会議所内

## ② 主な合併協定の内容

議員の取扱い	在任特例適用（H22.4.29まで） ・特例定数 42人 ・条例定数 30人
庁舎の位置	旧気仙沼市役所
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併新法11条に基づく在任特例適用（平成24年7月19



	日まで)
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税，固定資産税，軽自動車税，市たばこ税，鉱産税及び特別土地保有税は，気仙沼市の制度に統一する。</li> <li>・都市計画税及び入湯税は，現行のとおり実施する。</li> </ul>
使用料，手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料は現行のとおりとする。ただし，火葬料は，気仙沼市の制度に統一する。</li> <li>・手数料は，気仙沼市の制度に統一する。</li> </ul>
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業の保険税率について，医療保険分及び後期高齢者支援金分は，合併年度及び合併の次年度は不均一課税とし，平成23年度に気仙沼市の制度に統一する。介護保険分は合併年度は不均一課税とし，次年度に気仙沼市の制度に統一する。</li> <li>・介護保険事業の保険料は，気仙沼市の制度に統一する。</li> </ul>
上水道事業	上水道料金は，合併時は現行のとおりとし，合併後3年以内に統一する。
下水道事業	下水道使用料は，合併時は現行のとおりとし，合併後3年以内に統一する。
町名，字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町・字の区域及び名称は現行のとおりとする。</li> <li>・本吉町の区域の住居表示は，合併新法25条の規定により現行の字名の前に地域自治区の名称「本吉町」を冠する。</li> <li>・本吉町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名，字名の取扱いについては，現行の字名の前に「本吉町」を付する。</li> </ul>
行政区の取扱い	本吉町の行政区は，合併時にその名称を別紙（※ここでは添付せず）のとおり変更し，気仙沼市に引き継ぐ。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	有（合併前の本吉町の区域）

### ③合併までの経緯

#### 【法定協議会設置前】

平成17年3月31日に「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」を解散した後、本吉町の住民団体が、合併を成立させられなかった町長の解職と合併関連議案を否決した町議会の解散を求め、7月20日から署名活動を開始した。本吉町長は合併破綻の責任を重く受け止めるとして8月12日に辞職し、町長の辞職を受けて9月13日に告示された本吉町長選において、気仙沼市と唐桑町との合併実現を公約に掲げた前助役が無投票で当選した。

一方、本吉町議会の解散を求める直接請求は9月5日に行われ、これに基づき10月23日に町議会の解散の賛否を問う住民投票が実施された結果、解散賛成が5,447票と反対の550票を上回ったことから、同日付で本吉町議会は解散された。そして、解散に伴う町議選が11月20日に行われ、新町議のうち合併推進派の議員が過半数を占める結果となった。

本吉町は、平成17年12月5日に行われた町議会全員協議会において示した長期総合計画において、本吉町長の選挙公約でもあった任期内での気仙沼市との合併推進を明文化した。また、町議会も平成18年9月19日に、気仙沼市との合併に関する調査特別委員会を設置し、平成19年4月には、本吉町が合併新法期限内である平成21年度末までの合併に向けて、庁内に町長を本部長とする「合併推進本部」を設置するなど、気仙沼市との合併に向けた体制を整えた。

5月21日に本吉町長が気仙沼市長に合併推進を申し入れ、気仙沼市長も合意した。これを受け、気仙沼市は5月30日に本吉町との合併に向けて庁内に「市町合併研究会」を設置した。

そして、8月27日に気仙沼市長と本吉町長が合同の記者会見で、法定協議会設置議案をそれぞれ9月定例会に提案すると正式に発表した。本吉町議会においては9月12日に、気仙沼市議会においては10月2日に法定協議会設置議案を全会一致で可決し、10月16日に法定協議会である「気仙沼市・本吉町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

#### 【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成19年12月の第2回目の会議において、合併方式は編入合併とすることや、新市名を気仙沼市とすること、新庁舎を気仙沼市役所にすることなどを決定した。

平成20年6月の第7回協議会では、合併期日を平成21年9月1日とすることや、議員の取扱いについて、本吉町議に在任特例を適用し、合併後最初に行われる一般選挙では特例を適用せず定数を30とすることなどを決定した。

その後も協議は順調に進み、10月9日の第12回協議会で、新市基本計画を決定。

計 54 の協定項目すべてについて協議が整った。

10 月 22 日に合併協定調印式が行われ、29 日に両市町はそれぞれ臨時会を開き、合併関連議案を賛成多数で可決した。

11 月 4 日に知事に対し廃置分合申請が提出され、12 月 15 日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、3 月 3 日に官報告示され、平成 21 年 9 月 1 日に新たな気仙沼市が誕生する運びとなった。

#### ④合併までの取組経過

年月日	事項
平成 17 年 7 月 20 日	本吉町内で町長への解職請求、議会への解散請求を求める署名活動開始
平成 17 年 8 月 12 日	本吉町長辞職
平成 17 年 9 月 13 日	前本吉町助役が本吉町長に無投票当選
平成 17 年 10 月 23 日	町民からの本吉町議会への解散請求に基づく住民投票を実施。賛成多数でリコール成立。(解散賛成 5,447 票, 反対 550 票, 投票率 62.9%)
平成 17 年 11 月 20 日	本吉町で議会解散に伴う町議選の結果、合併推進派が多数を占める
平成 17 年 12 月	本吉町長期総合計画の実施計画(平成 18 年度～平成 20 年度)に「合併新法に基づき新気仙沼市との合併の実現」を明記。
平成 18 年 3 月 31 日	気仙沼市誕生
平成 18 年 4 月 30 日	元気仙沼市長が新気仙沼市長に当選
平成 19 年 5 月 21 日	本吉町長が気仙沼市長に合併協議を申し入れ。両首長は合併を推進する考えで合意。
平成 19 年 6 月 5 日	本吉町長が町議会の合併調査特別委員会において、「合併方式は編入」、「年度内を目処に法定協議会の設置」の考えを示す。
平成 19 年 8 月 27 日	気仙沼市長と本吉町長が合同記者会見を行い、両市町の 9 月定例会に法定協議会設置に向けた関連議案を提出すると発表。
平成 19 年 9 月 12 日	本吉町議会で、法定協議会設置議案を全会一致で可決
平成 19 年 10 月 2 日	気仙沼市議会で、法定協議会設置議案を全会一致で可決
平成 19 年 10 月 16 日	気仙沼市・本吉町合併協議会を設置

---

---

平成20年10月22日	合併協定調印式
平成20年10月29日	各市町議会で合併関連議案すべてを可決
平成20年11月4日	廃置分合申請
平成20年12月15日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成21年3月3日	官報告示
平成21年9月1日	気仙沼市誕生